

今後の治水行政に対する提言

命と生活を守る新国土づくり研究会

本研究会は、「地域づくりにおける河川への期待」をテーマとして開催された、命と生活を守る新国土づくり研究会（平成15年12月19日）の討議内容を踏まえ、下記の通り提言を行う。

記

1. 地域住民主体の社会形成に対応し、国として引き続き対応すべきものを除いては、全国を一律に拘束することのないように治水行政の改革を進めるべきである。
2. 水害や土砂災害から尊い人命や貴重な財産を守り、安定した生活あるいは経済活動を保障することによって流域の発展の基盤をつくりあげることが、社会資本整備の最も基本的な目標であり、ハード・ソフトの両面から対策を進めるべきである。
尚、床上浸水の速やかな解消や、災害復旧等臨時巨額の財政負担を伴うもの等については、国が対応する必要がある。
3. 近年の集中豪雨の多発、少雨化傾向等の異常気象問題について、国として責任をもって取り組み、安定した水資源の確保など、長期的展望に立った国家戦略として検討すべきである。
4. 異常な渇水時においては、水系をまたがる広域的水融通を弾力的に行うべきである。
5. 南海地震等の大規模地震による高さ10mにも及ぶような津波対策として、河川水門の自動制御等を推進すべきである。
6. 都市内の水路への導水など、都市の環境を改善する施策については、公的な負担により積極的に推進すべきである。これまでの既得水利権を重視した水利行政から、環境重視の水利行政に転換すべきである。
7. 河川をはじめとする水辺空間は、都市に潤いと安らぎをもたらす貴重な空間であるとともに、地域における様々な交流や活動の場としての期待も一層大きくなっており、地方の裁量や創意工夫が活かせるように、規制緩和や弾力的な制度の運用を図り、地域の特性を活かした良好な水辺空間の形成を図るべきである。
8. 治水上の安全性を確保しながらの堤防上の桜並木の保全や、都市景観を阻害する樹木の適切な伐採等、都市にふさわしい水辺空間の創出のために、補助金の統合化、規制の緩和、NPO・ボランティア活動の支援等の様々な仕組みづくりが必要である。
9. 川を愛し守り、川と人、さらには人と人の繋がりを取り戻すため、堤防除草等も地域住民が実施していく等、市民参加、市民との協働が必要である。清掃活動等での先進的な取り組みやこれまでの知見の紹介等を推進すべきである。
10. e-JAPAN 戦略により情報化が進むなかで、光ファイバー網の整備については、都市部では民間事業者により整備が促進されるものの、山間部では採算性の問題から公共事業でないと整備促進は図れないため、河川・道路の既存の光ファイバーの開放を推進すべきである。